

福 祉 教 育 委 員 会 資 料

豊橋市動物愛護センター（仮称）

整備基本計画（案）

令和5年2月21日

健康部 生活衛生課

# 目次

第1章 整備における基本的な考え方	3
1 これまでの経緯	3
2 目的等	3
3 動物愛護センターの基本コンセプトと機能	4
4 動物愛護センターにおける取り組み	5
第2章 施設の整備計画	6
1 計画地の概要	6
(1) 計画地の位置	6
(2) 選定理由	6
(3) 計画地の現況	6
(4) 土地に関する法令上の制限	7
2 施設の概要	8
(1) 施設整備に係るコンセプト	8
(2) 施設の内容	9
(3) 施設配置（ゾーニング）計画	10
(4) 諸室	12
(5) 屋外施設	13
(6) 周辺環境への配慮	14
第3章 施設の管理運営	15
第4章 今後の整備スケジュール	15
第5章 総事業費	15
1 総事業費	15
2 補助金等の確保	15

参考 イメージスケッチ図

# 第1章 整備における基本的な考え方

## 1 これまでの経緯

近年、少子高齢化や核家族化といった社会情勢から、犬、猫等のペットを家族の一員として迎え、癒しや安らぎを求める傾向が高まっています。一方で、飼い主による不適正な飼育管理が原因となった動物の鳴き声・ふん尿等による住民間のトラブル、動物の安易な飼育に伴う飼育放棄や遺棄・虐待等といった事例が後を絶たない現状です。

こうした中、本市では、令和元年10月に「豊橋市動物愛護管理推進計画」を策定し、「人と動物が共生する住みよいまち豊橋」の基本理念を実現すべく、様々な施策に取り組み、令和4年3月には、「豊橋市動物愛護センター（仮称）基本計画」（以下「基本計画」という。）において、動物愛護行政の総合的な拠点となる動物愛護センターの基本コンセプトや基本方針等を取りまとめました。

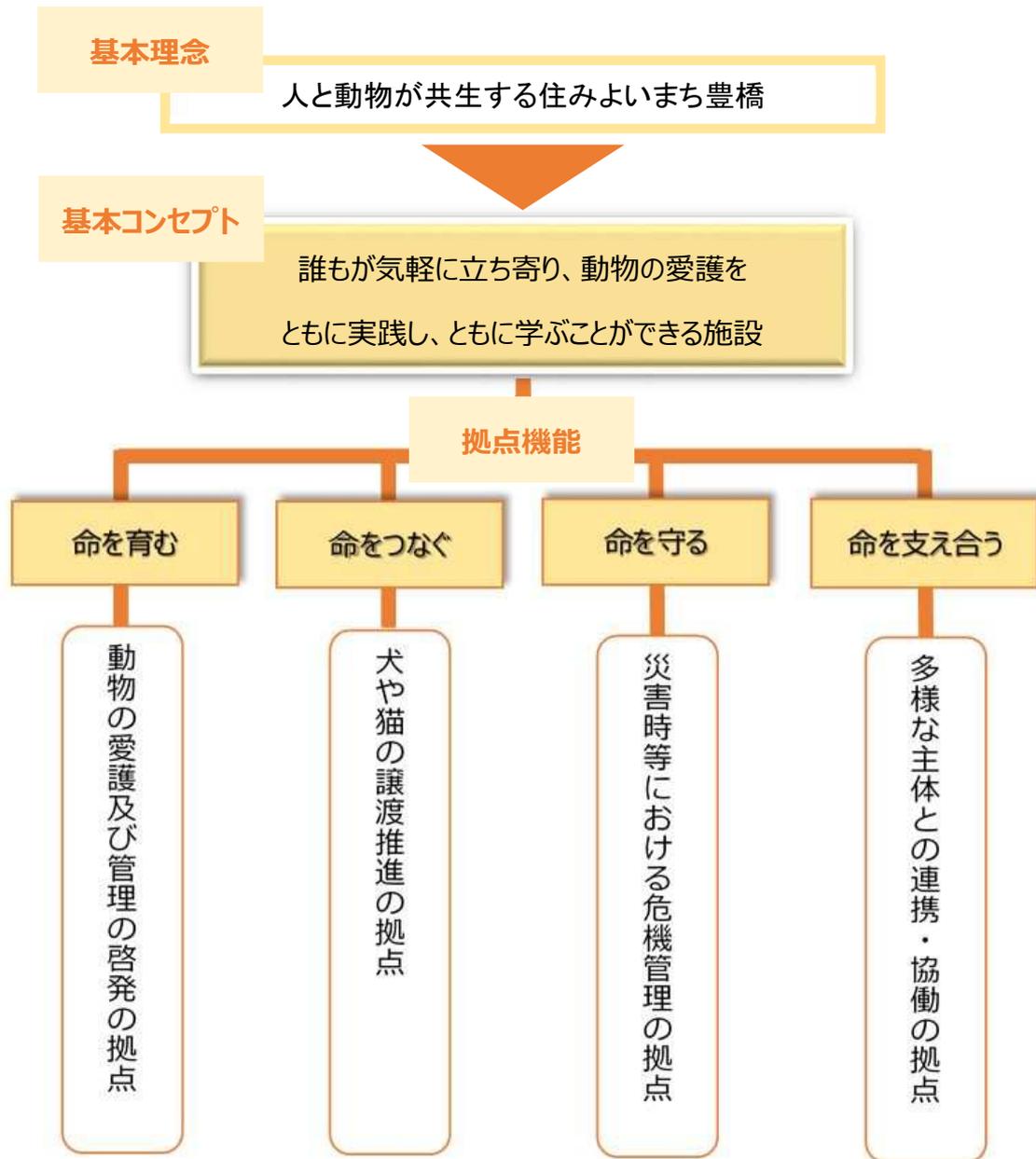
本整備計画は、「基本計画」に基づき、計画地や主要機能、施設・設備の内容や規模等を明らかにし、今後の設計、施設整備等に反映させるために策定するものです。

## 2 目的等

施設の目的	令和元年10月に策定した「豊橋市動物愛護管理推進計画」の基本理念である「人と動物が共生する住みよいまち豊橋」の実現を目指し、動物の愛護及び管理の推進を計画的に実践する施設として活用します。
取り扱う動物	犬、猫、負傷動物（狂犬病予防法、並びに動物の愛護及び管理に関する法律に定める愛護動物）

### 3 動物愛護センターの基本コンセプトと機能

「誰もが気軽に立ち寄り、動物の愛護をともに実践し、ともに学ぶことができる施設」を基本コンセプトに、「命を育む・つなぐ・守る・支え合う」のキーワードに対応した、4つの拠点機能を備えます。



## 4 動物愛護センターにおける取り組み

動物愛護センターで実施する取り組みを機能ごとに整理します。

### ～命を育む～

#### 動物の愛護及び管理の啓発の拠点としての取り組み

動物に対する愛護及び管理の考え方は個々において様々ですが、動物も人と同じ命あるものとして尊重し、共に生きていく存在であることから、動物の愛護及び管理について共通した理解が必要です。そのため、動物を飼っている人も飼っていない人も含め、広く市民が動物に関して理解を深められるよう、普及啓発を行います。また、動物愛護教室や動物福祉に配慮しながら犬や猫とふれあえる体験教室など、動物への正しい接し方や命の大切さを学び、思いやりの心を育める場を提供します。また、飼い主のいない動物が増えないようにするため、飼い主に対し、不妊去勢手術の実施や所有者明示等の周知啓発を行うほか、地域猫活動の推進及び支援を行います。

### ～命をつなぐ～

#### 犬や猫の譲渡推進の拠点としての取り組み

保護収容や引き取りをした動物の健康管理や負傷動物の治療を適切に行い、動物福祉に配慮して飼養します。これらの動物は、終生責任を持って飼養管理できる飼い主への譲渡を推進し、殺処分を可能な限り減らします。

### ～命を守る～

#### 災害時等における危機管理の拠点としての取り組み

災害時における動物対策の拠点として、平時からペットの防災対策の啓発を行うとともに、災害用物資を備蓄します。大規模災害が発生した際には、被災動物を保護収容します。また、動物由来感染症対策にも取り組みます。

### ～命を支え合う～

#### 多様な主体との連携・協働の拠点としての取り組み

動物の愛護及び管理の啓発、譲渡の推進、災害時における対応及び地域猫活動の推進等の様々な施策を効率的、効果的に推進するため、多様な主体と連携・協働します。

## 第2章 施設の整備計画

### 1 計画地の概要

#### (1) 計画地の位置

計画地は、市内各所からアクセスのよい場所、災害対策の実施に適した場所、関係部署と連携しやすい場所の条件を満たしている、「ほいっぷ周辺（農地）」とします。

なお、敷地としては、ほいっぷの北側から西側に近接する農地で距離約500mの範囲内を予定していますが、現在は、民有地のため具体的な場所は非開示とします。

#### (2) 選定理由

基本計画において定めた設置場所の基本方針等を踏まえ、「ほいっぷ周辺（農地）」を計画地としました。

「ほいっぷ周辺（農地）」は、民有地のため土地を買収する必要があるものの、保健所獣医師や衛生試験所との連携が図れるなどの利点があり、適地と判断しました。

#### (3) 計画地の現況



出典：ちずみる豊橋 (<https://www2.wagmap.jp/Toyohashi-sp/>)

#### (4) 土地に関する法令上の制限

項目	内容
所在地	ほいっふ周辺（農地）
敷地面積	3,000 m <sup>2</sup> ～4,000 m <sup>2</sup>
区域区分	市街化調整区域
防火地域	－（建築基準法第 22 条指定区域）
用途地域	－
建ぺい率	60%
容積率	200%
その他	農振農用地区域

- ※ 都市計画法第 29 条第 1 項第 3 号（市街化調整区域内でできる開発行為のうち、公益上必要な建築物の建築を目的とするもの）により整備を進めます

## 2 施設の概要

基本計画で掲げた4つの拠点機能をもとに、動物愛護センター整備に係るコンセプトや施設配置、備えるべき諸室などについて検討を行いました。

### (1) 施設整備に係るコンセプト

#### 市民が親しみやすく、訪れやすい施設

- 多くの市民が気軽に訪れやすく、動物を身近に感じられる施設とします。
  - ・明るく開放的な多目的ホールや芝生広場を設置します。
  - ・動物を飼養する各部屋は、廊下からの視認性を良くし、室内の動物の様子が見える部屋とします。
- 明るく清潔感があり、優しく温かみのある空間を創出します。
  - ・採光に配慮し、明るい空間とします。
  - ・可能な限り地域産材（東三河産材）を利用し、木のぬくもりを感じる仕上げとします。
- ユニバーサルデザインを導入し、誰もが安全に利用でき親しみを持てる施設とします。
  - ・視認性の高いサインを導入します。
  - ・多機能トイレを設置します。
  - ・敷地の主要な進入口は車2台がすれ違える幅とします。
  - ・身障者用駐車場は、敷地内外からの視認性が良く、建物玄関から近い場所に設置します。

#### 動物について理解を深められる施設

- あらゆる世代の市民が、動物愛護について学べる空間を創出します。
  - ・多目的ホールや芝生広場を利用したふれあい教室、しつけ方教室を開催します。
  - ・エントランスに展示スペースを設けます。
- 多様な主体と連携・協働に適した取り組みがしやすい施設とします。
  - ・団体等が行う動物愛護に関わる活動に多目的ホール、相談室を貸し出します。

#### 災害に強い施設

- 建物は耐震性を備え、災害用備蓄品を保管できる場所を設けます。
  - ・災害時に業務継続ができる強い構造を備えた建物とします。
  - ・災害備蓄倉庫を設置します。
  - ・天井や建具等の非構造部材や建築設備は、耐震性の高いものを採用します。
- 被災動物の収容に対応できる施設とします。
  - ・動物を飼養する諸室や多目的ホールは、災害時の使用を想定した設備を設置するなどの工夫を施します。
  - ・室外においての飼養も想定し、通路となる部分の軒を深くするなど風雨を凌ぐ工夫を施します。
- 太陽光パネル、蓄電池等を備えます。
  - ・災害時に電力供給が途絶えた場合であっても、収容動物の飼養管理に支障をきたさない設備を備えた施設とします。

## 動物福祉に配慮した施設

- 動物収容室等は、動物にストレスがかからないよう適切な空間を設け、衛生的に管理できる構造とします。
  - ・環境省が示す基準に沿った飼養スペースを原則とします。
  - ・飼養諸室には空調設備を設置し、低温・高温により動物の健康に支障が生じる恐れがないようにします。
  - ・各諸室の配置を考慮するとともに、施設は清掃しやすい構造とします。

## 周辺の生活環境に配慮した施設

- 動物の逸走防止対策を適切に行います。
  - ・利用者と動物が触れ合う諸室には、二重扉等の対策を施します。
- 鳴き声や臭い等に配慮し、防音・防臭効果の高い建物構造とします。
  - ・建具を含め防音効果の高い構造とします。
  - ・機械室は可能な限り室内に配置します。
  - ・脱臭・集塵機能を搭載した設備を備えます。
- 雨水対策を講じ周辺の排水計画に配慮します。

## 地球環境に配慮した施設

- 地域産材を活用するとともに、令和3年11月に宣言した「ゼロカーボンシティとよはし」を踏まえ、地球環境に配慮した施設とします。

## (2) 施設の内容

### ① 建物

- ア 建物数 : 1 棟
- イ 床面積 : 1, 0 0 0 m<sup>2</sup>程度 (庇部分を除く)
- ウ 構造 : 鉄筋コンクリート造 (または一部その他構造との併用)
- エ 階数 : 平屋建
- オ 高さ : 隣地への日照や日陰に配慮する

### ② 屋外施設

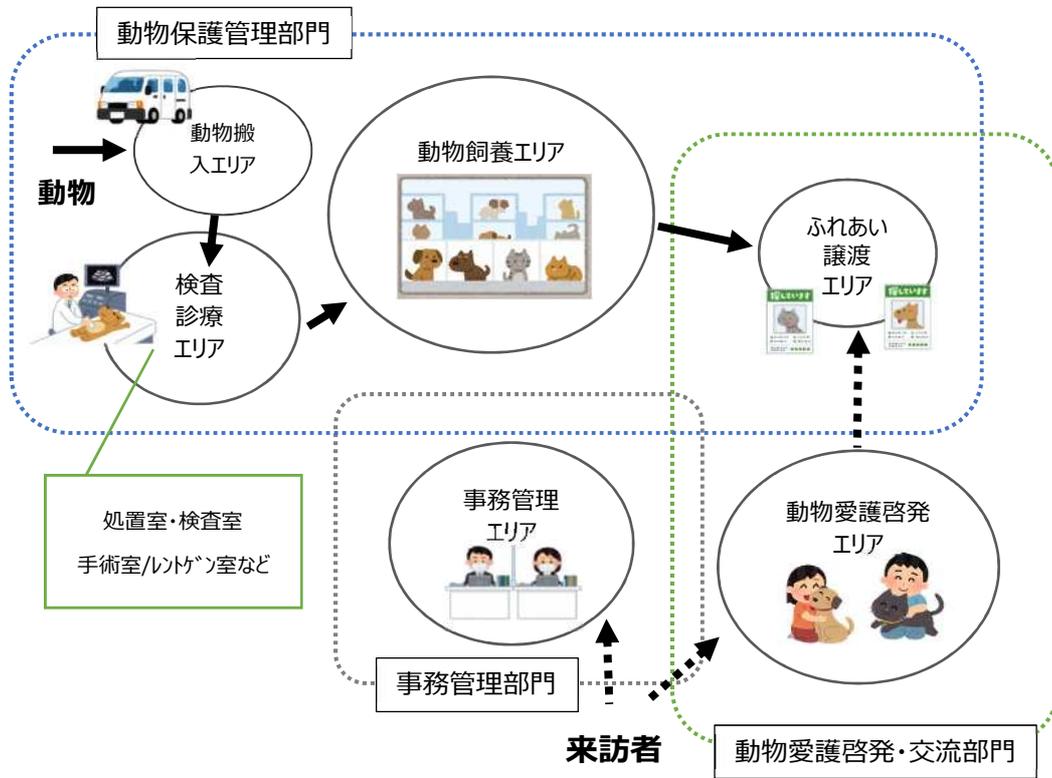
芝生広場、駐車場ほか

### ③ 収容頭数

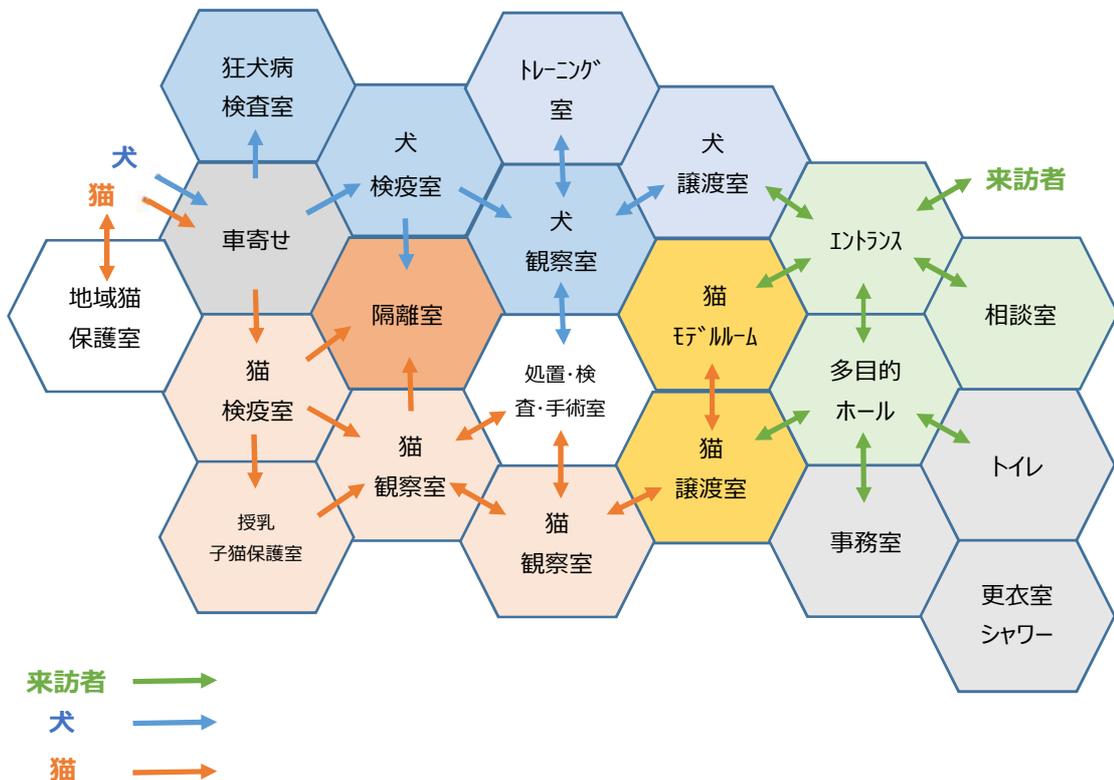
犬 2 0 頭、猫 6 0 頭 (成猫 4 0 頭、子猫 6 0 頭。ただし子猫は 3 頭を成猫 1 頭で換算) までの収容を予定しています。

### (3) 施設配置 (ゾーニング) 計画

#### ① 基本的な考え方

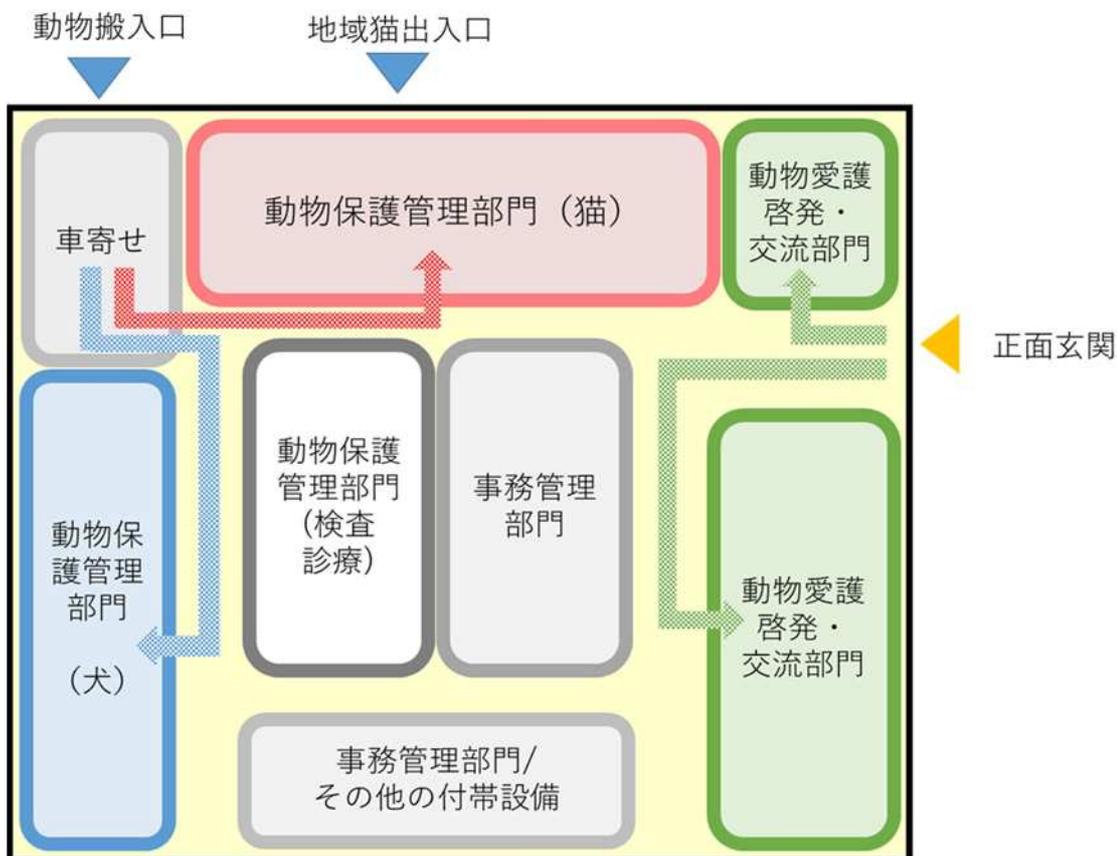


#### ② 来訪者・犬・猫の流れ図

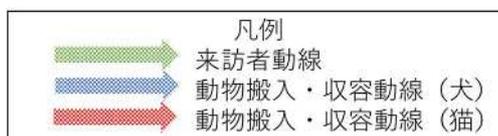


### ③ 諸室の配置・動線図（案）

①②で示したゾーニングの基本的な考え方や人・動物の流れを建物に落としこみました。



※上図は配置パターンの一つとして示したケース案です



### 【配置・動線の考え方】

動物の感染症対策や業務効率向上を考慮した配置とします

- 犬、猫の収容から検疫、処置、飼養管理、譲渡までの流れを考慮し、扉等によって適切に配置・分割
- 犬、猫の収容施設は、自然光が取り込みやすい外部と接する壁際に配置
- 地域猫保護室は、動物搬入口とは別に専用の出入口を設置、受入から手術後の搬出まで他室と動線が交わることはないよう配置
- 処置室・検査室は、検査、治療が必要な動物の移動に支障のない位置に配置
- 来訪者のエントランスとは別に動物搬入口、職員用出入口を設置
- 事務室は、来訪者に分かりやすく、人の動きが把握できる位置に配置
- 隔離室や電気・機械室は建物奥に配置

#### (4) 諸室

動物愛護センターの基本コンセプトを踏まえ、必要となる諸室と用途は以下のとおりです。

**諸室想定面積 約 1,000 m<sup>2</sup>**

##### A 動物愛護啓発・交流部門

**想定面積 約 200 m<sup>2</sup>**

ボランティア活動、各種催し物、犬猫の譲渡推進、市民協働・交流促進を実施する諸室

◆動物愛護啓発エリア	
諸室名	用途
多目的ホール	動物愛護・ふれあい教室、しつけ方教室等を実施します。
倉庫	机、椅子、展示ボード等の資材を保管します。
◆ふれあい譲渡エリア	
諸室名	用途
犬譲渡室	譲渡候補犬の飼養管理と行動観察、新しい飼い主とのマッチングを行います。
猫譲渡室	譲渡候補猫の飼養管理と行動観察、新しい飼い主とのマッチングを行います。
猫モデルルーム	一般的な家庭の居室を設置し、猫の行動観察をしながら適正飼養について指導します。

##### B 動物保護管理部門

**想定面積 約 550 m<sup>2</sup>**

犬、猫の飼養、健康管理、感染症対策等を実施する諸室

◆動物飼養エリア	
諸室名	用途
犬検疫室	収容する動物の健康状態や特徴、感染症への感染の有無等の確認、マイクロチップの読み取りを行います。
猫検疫室	
犬観察室	検疫後の犬の飼養管理を行います。
猫観察室	検疫後の猫の飼養管理を行います。日齢やワクチン接種状況により収容する部屋を区別し、収容動物間での感染症のまん延を防止します。
授乳子猫保護室	授乳や加温が必要な子猫の飼養管理を行います。動物間の感染症まん延を防止するため、部屋を区別して管理します。
負傷動物保護室	負傷したペット動物を収容し、必要な治療を行います。
地域猫保護室	地域猫の不妊去勢手術、術後管理を行います。他の収容動物とまじわることなく、搬入から術後管理までできるよう整備します。
隔離室	感染症の可能性のある動物を他の動物と分けて収容し、管理します。
グルーミング室	収容動物のケアやトリミングを行い、適正飼養の啓発を行います。
トレーニング室	譲渡犬のしつけを行います。
洗濯・リネン室	動物用のタオル、マット等を洗たく、保管します。
飼料保管室	動物用の飼料、ペットシート等を保管します。

◆検査診療エリア	
諸室名	用途
処置室・検査室	負傷した動物や収容動物の診察、治療等を実施する部屋や検査室を設け、収容動物の健康管理やケアを行います。
手術室	
レントゲン室	
狂犬病検査室	感染の可能性のある動物を他の動物と分けて収容し、必要な措置を行います。
◆動物搬入エリア	
諸室名	用途
車寄せ	収容動物の搬出入を行います。シャッターで遮断し逸走を防止します。
倉庫（災害備蓄）	ケージ、その他の資材及び災害用備蓄品・救援物資を保管します。

### C 事務管理部門

**想定面積 約 150 m<sup>2</sup>**

行政事務、施設管理、動物に関する相談等を実施する諸室

◆事務管理エリア	
諸室名	用途
事務室・受付窓口	職員執務室、来訪者受付カウンター
相談室	動物に関する相談、指導（個人情報保護）を行います。
更衣室・シャワー室	職員用（男女）
洗濯室（職員用）	手術着、白衣及び作業着等を洗濯します。

### D その他の付帯設備

**想定面積 約 100 m<sup>2</sup>**

諸室名	用途
電気・機械室	脱臭設備、空調設備、ボイラー設備、非常用発電等の設備室
トイレ	来訪者兼職員用のトイレ
その他	エントランス、廊下等の共用部分

### (5) 屋外施設

施設外周部には中低木による植栽を施すとともに、市民の交流の場、犬とのふれあいの場として活用できるよう芝生広場を設けます。

また、動物愛護センター利用者に、必要な台数分の駐車場を確保いたします。

## (6) 周辺環境への配慮

防音、防臭、集塵、逸走、衛生等の対策に効果のある建物構造、設備機器、建材等の採用により、周辺環境への配慮を徹底した計画とします。

### 景 観

外観は周辺と調和した形、色彩とし、景観に配慮した計画とします。

### 建物構造

鳴き声を外部に伝えない防音・遮音効果の高い建物構造とします。

### 設備機器

臭気対策や、毛・埃などの飛散防止対策として、脱臭・集塵機能を搭載した設備を採用します。

### 内 装

吸音効果に優れた材料を採用し、鳴き声等による外部への影響を軽減します。  
床材は「汚れにくい」「毛が舞いにくい」など衛生を保持しやすい材料を採用します。

### 建具（開口部）

防音・遮音・防犯性に優れた建具を採用します。

## 第3章 施設の管理運営

施設全体の管理運営は直営を基本としますが、清掃や設備点検等の施設の維持管理に係る業務等は個別に委託を検討します。また、人員体制についても、開館日や業務量を精査し検討してまいります。

動物愛護センターの業務は、狂犬病予防法や動物の愛護及び管理に関する法律に基づき市の職員が行わなければならないものが多くあり、そのなかには、市民の健康危機管理に深く関わるものや緊急対応が必要なものもあります。例えば、市内で放浪する犬の捕獲や狂犬病発生時には、隣接する保健所に勤務する獣医師や衛生試験所と連携を図り、迅速かつ安全に対応してまいります。

さらに、動物の愛護及び管理を推進していく拠点として期待される機能を効率的かつ効果的に発揮できるよう、獣医師会、自治会、動物関連企業、動物愛護団体、ボランティア等との協力体制を構築してまいります。

## 第4章 今後の整備スケジュール

整備基本計画を策定後、設計及び工事を進め、早期開所を目指します。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6・7年度
内容	整備基本計画の策定	土地の取得設計	施工
			開所

## 第5章 総事業費

### 1 総事業費

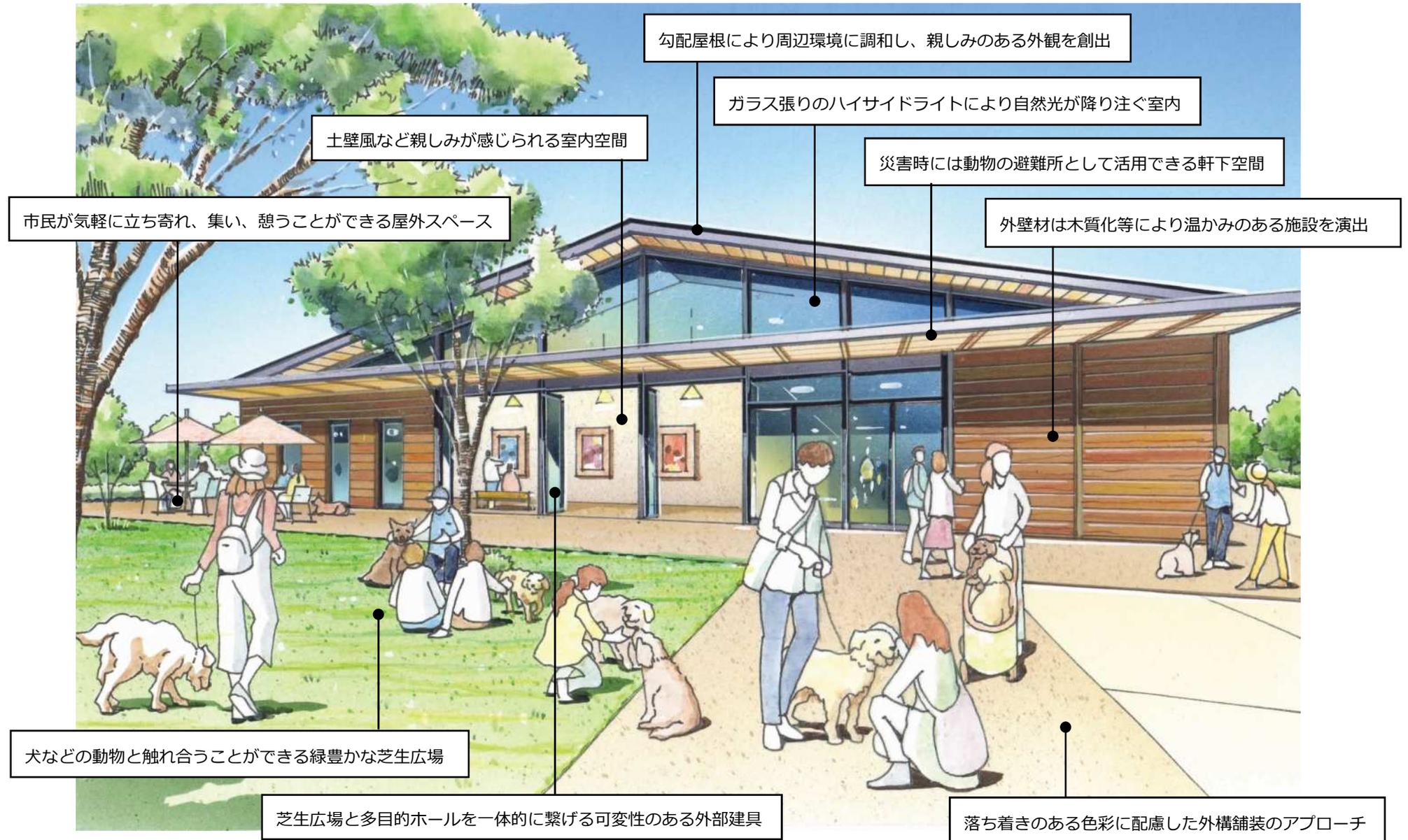
豊橋市動物愛護センター（仮称）整備に必要な工事、設計、用地取得、備品購入等の費用として9億円程度を想定しています。今後、実施設計を行う中でより詳細な金額を検討してまいります。

### 2 補助金等の確保

資金面については、国からの補助金活用や、内外装に地域産材を使用することによる森林環境譲与税の充当など、財源の確保に努めます。

また、施設の開所に向けて、施設の整備・運営に賛同いただける市民や企業の皆様から、物資の提供や寄付などの支援が得られるよう広報活動に取り組みます。

## 参考 イメージスケッチ図



本図はイメージであり、実際の建築物とは異なります